

資料

平成23年度に実施する振興事業について（非公共事業）

平成24年2月13日

【新規事業】

①産業の振興

事業名 (事業主体)	計画期間	23年度事業費 (うち国費)
大宜味村企業支援施設整備事業 (大宜味村)	平成23年度	1,532百万円 (1,226百万円)
大宜味村においては、村内における雇用の場が少ないとことなどにより、若年者の村外への流出が続き、少子高齢化や高失業率などの問題が山積している。また、那覇市から遠距離であることから流通事業に難があり、かつ企業が新たに進出するための施設が不足しているなど、企業が村内に進出する環境も未整備である。		
このため、村内の人団増や産業振興を図るため、平成19年に整備された公有水面埋立地「結の浜」に、豊かな自然から育まれた水資源を有効利用した企業支援施設を整備し、企業誘致を図る。		
(担当省庁) 経済産業省		

資料

平成23年度に実施する振興事業について

平成23年9月20日

【1. 非公共事業】

継続事業

①定住条件の整備

事業名 (事業主体)	計画期間	23年度事業費 (うち国費)
北部地域交通体系基本計画策定事業 (北部広域市町村圏事務組合)	平成22年度 平成23年度	80百万円 (64百万円)

沖縄県北部地域においては、「雇用機会の創出」や「定住条件の整備」など、沖縄県北部地域の発展に資する実効性の高い事業を実施してきたが、北部地域住民の移動や中南部地域から北部地域への流入交通及び観光客の移動を支える道路・公共交通環境は不十分であり、人口流出や中心市街地の空洞化、公共交通の衰退、地域間の格差等の諸問題が山積している。

このため、有識者や行政・団体等の関係者で構成する策定委員会を設置し、北部地域内における交通実態を定量的に把握するとともに、北部12市町村の住民や関係機関等にアンケートを行いながら北部地域の交通体系を検討し、今後の交通基本計画を策定する。

(担当省庁)
国土交通省

新規事業

①産業の振興

事業名 (事業主体)	計画期間	23年度事業費 (うち国費)
金融・IT産業等集積基盤整備事業 (みらい4号館) (名護市)	平成23年度	2,058百万円 (1,646百万円)

名護市においては、新たな産業の振興による雇用機会の創出を図るため、情報通信産業特別地区及び金融産業特別地区の指定を受け、情報通信・金融関連企業の立地を促進しており、これまでに豊原地区において、マルチメディア館、みらい1号館～3号館、国際海洋環境情報センターを整備するなど、企業誘致施策を実施してきた結果、誘致企業数31社、新規雇用者が約940名と着実な効果が上がっている。しかし、現在多くの企業が強い関心を示し、具体的に名護市への進出を検討しているものの、豊原地区にはこれ以上入居可能なオフィスビルや既存施設は無く、企業誘致に支障を来している。

このため、より一層の企業誘致の促進、雇用の創出を図るため、IT産業等の集積のための基盤施設として、みらい4号館の整備を行う。

(担当省庁)
経済産業省

事業名 (事業主体)	計画期間	23年度事業費 (うち国費)
松田鍾乳洞周辺環境活用整備事業 (宜野座村)	平成23年度	276百万円 (221百万円)

宜野座村は、沖縄本島の中央部、那覇市から1時間圏の好条件下に位置しており、観光客誘致のための観光基盤整備を進めた結果、入域客が年間延べ55万人に達し、村内の総生産額もサービス業部門で大きく増加しているが、村内での滞在時間がまだ短く、滞在型観光の促進が課題となっている。

松田地区には、御嶽（うたき）文化や史跡等の旧集落の形態が残っており、さらに総延長約800メートルの鍾乳洞が存在しているので、これらを整備して集落内散策や鍾乳洞探検等を実施することにより滞在型観光を促進し、観光客をさらに誘致して地域経済を活性化させるとともに、ガイドを行う地域住民の所得向上にもつなげる。

(担当省庁)
内閣府

事業名 (事業主体)	計画期間	23年度事業費 (うち国費)
伊是名村特産品（モズク）最終選別施設整備事業 (伊是名村)	平成23年度	343百万円 (275百万円)
<p>近年、モズク原料においては、異物混入等に対して厳しく配慮のなされた良質なモズク原料が求められているが、既存のモズク加工処理施設には、モズクの中に混入している異物を高精度に取り除くための機能が整備されておらず、近年の市場ニーズに十分に対応した商品を出荷することが困難な状態にある。</p> <p>このため、特産品（モズク）最終選別施設の整備を行うことにより、従来のモズク原料に対してより高精度な異物除去工程（最終選別）を実施し、安心・安全で良質なモズク原料を安定的に製造することで、高付加価値化によるモズク原料の販売力強化と雇用の創出を図る。</p>		
<p>（担当省庁） 農林水産省（水産庁）</p>		

②定住条件の整備

事業名 (事業主体)	計画期間	23年度事業費 (うち国費)
恩納地区資源活用総合交流促進施設 環境整備事業 (恩納村)	平成23年度	67百万円 (54百万円)
恩納村の恩納地区及び恩納漁港内には、様々な地域間交流を行うことができる施設や海浜公園等が集中し、農山漁村地域において重要な地域資源を活用した交流拠点として、地域間交流による農山漁村体験等のために県内外から利用者が訪れている。しかし、近年は利用者が停滞傾向であり、利用者増加による農山漁村の活性化が必要である。		
このため、交流拠点施設の隣接地に多目的広場を整備し、交流拠点施設と連携した農林水産業のイベント等を実施することにより、農山漁村に対する理解の促進を目的とした交流人口の増加を図る。		
(担当省庁) 農林水産省(水産庁)		

【2. 公共事業】

①産業振興のための基盤整備

事 業 名 (事 業 主 体)	計 画 期 間	23年度事業費 (うち国費)	(参考) 予定総事業規模 (うち国費)
○ 豊原1号線道路改築整備事業 (名護市) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	744百万円 (596百万円)	1,079百万円 (864百万円)
○ 大北大西線街路整備事業 (名護市) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	250百万円 (200百万円)	471百万円 (377百万円)
○ 山里儀間線道路特殊改良事業 (本部町) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	108百万円 (72百万円)	170百万円 (114百万円)
○ ギンバル・億首間路線整備事業 (金武町) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	546百万円 (437百万円)	698百万円 (559百万円)
○ 前泊港港湾改修事業 (沖縄県) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	356百万円 (320百万円)	596百万円 (536百万円)
○ 本部港渡久地区港湾改修事業 (沖縄県) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	45百万円 (41百万円)	54百万円 (49百万円)
○ 本部港環境整備事業 (沖縄県) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	663百万円 (359百万円)	901百万円 (456百万円)
○ 伊江港港湾改修事業 (沖縄県) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	156百万円 (140百万円)	276百万円 (248百万円)
特定地域振興生産基盤整備事業 (羽地地区) (沖縄県) (担当省庁 農林水産省)	平22~23	70百万円 (56百万円)	170百万円 (136百万円)

事業名 (事業主体)	計画期間	22年度事業費 (うち国費)	(参考) 予定総事業規模 (うち国費)
特定地域振興生産基盤整備事業 (伊是名東部地区) (沖縄県) (担当省庁 農林水産省)	平22~23	227百万円 (182百万円)	527百万円 (422百万円)
特定地域振興生産基盤整備事業 (アマギ地区) (沖縄県) (担当省庁 農林水産省)	平22~23	160百万円 (128百万円)	536百万円 (429百万円)
(事業概要)			
交通基盤については、観光等の産業振興を支えるインフラとして、交通の利便性の向上に資する道路を整備し、さらに、物流機能の向上に資する港湾整備に取り組むとともに、海上交通による本島・離島間の交通アクセスの改善を図る。また、農林水産業の生産体制等の質的な転換による生産基盤の高度化も図る。			

②定住条件の整備

事業名 (事業主体)	計画期間	23年度事業費 (うち国費)	(参考) 予定総事業規模 (うち国費)
○ 為又1号線道路改築事業 (名護市) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	348百万円 (279百万円)	534百万円 (428百万円)
二見市営住宅新築事業 (名護市) (担当省庁 国土交通省)	平23	162百万円 (110百万円)	162百万円 (110百万円)
平良海岸(伊是名地区)高潮 対策事業 (沖縄県) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	200百万円 (180百万円)	350百万円 (315百万円)
仲田港海岸高潮対策事業 (沖縄県) (担当省庁 国土交通省)	平22~23	253百万円 (228百万円)	378百万円 (340百万円)
(事業概要) 北部地域への定住を促進するため、生活環境基盤の整備を推進し、生活の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、道路、住宅、海岸保全施設を整備する。			

(注)

1. 平成23年度事業費は、今後事業を実施する過程で変動する場合がある。
2. 公共事業のうち、○の事業については、特別会計の弾力条項閣議決定を必要とする事業である。(特別会計の経費を増額する必要がある場合には、「特別会計に関する法律」の規定により閣議を経る必要があり、弾力条項閣議とは当該閣議のことである。)